

第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画の概要について

1 計画の趣旨・位置付け

(1) 趣旨・期間

- 根拠法令:「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)」(第9条)
及び同法に規定する「基本方針」
- 目的:第4期計画の期間満了に伴い、同計画について所要の修正を行い、令和5年7月に改正された国の基本方針に即して市のホームレスの実情に応じた施策を推進し、ホームレスに関する諸問題の解決を図る。
- 対象者:特別措置法第2条に規定するホームレス(都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者)及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者
- 期間:国的基本方針にあわせ、**令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間**とする。
ただし、この期間内においても、「特別措置法」、「基本方針」、「県計画」、「生活困窮者自立支援法」等に変更があった場合や事業遂行上の必要により、計画を見直すことがある。

令和5年7月告示 国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」のポイント

〈ホームレスの自立支援の推進に係る基本的な考え方〉

- ・ホームレス自立支援施策は、ホームレスの状況に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本で、就業の機会や安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要

〈安定した居住の場所確保〉

- ・民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進

〈ホームレスの個々の事情に対応した総合的な自立支援〉

- ・医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行う

〈ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への生活支援〉

- ・入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施

(2) 位置付け

川崎市総合計画及び「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、「川崎市地域福祉計画」やその他の計画とも関連付けがなされている。

(3) ホームレス自立支援施策の経過図(特別措置法、基本方針、市計画)



2 ホームレスを取り巻く現状と課題

(1) 自治体別人数の推移

都市	年 (平成31年) (2019年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	増減率 (平成31⇒令和5年)
全国合計	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人		△32.7%
東京都23区・政令市合計	3,530人	3,120人	3,000人	2,737人	2,416人		△31.6%
大阪市	1,002人	982人	943人	923人	841人		△16.1%
東京都23区	1,033人	818人	800人	703人	604人		△41.5%
横浜市	458人	381人	378人	285人	247人		△46.1%
福岡市	168人	184人	193人	182人	144人		△14.3%
川崎市	285人	214人	182人	161人	132人		△53.7%
仙台市	85人	70人	76人	88人	84人		△1.2%
名古屋市	120人	116人	98人	84人	78人		△35.0%
その他政令市	379人	355人	330人	311人	286人		△24.5%
その他	1,025人	872人	824人	711人	649人		△36.7%

○国の実施要領に基づき、年1回、自治体ごとに巡回による目視調査を実施

○全国的にホームレスの人数は減少傾向

○平成31年～令和5年にかけて、**川崎市内のホームレスは153人減少**

○平成15年の1,038人をピークに平成21年から14年連続で減少中。「巡回相談事業」での声掛けにより、「生活困窮者・ホームレス自立支援センター(以下「自立支援センター」という。)」入所に繋げるなど、ホームレスの自立支援施策等の効果と推測

(2) 市内のホームレスの状況

ア 市内の分布状況(令和5年)(単位:人)

区別	性別			起居場所別
	男	女	不明	
川崎区	73	1	0	74
幸 区	8	2	0	10
中原区	29	2	0	31
高津区	10	0	0	10
宮前区	0	0	0	0
多摩区	6	0	0	6
麻生区	1	0	0	1
合 計	127	5	0	132

○市内のホームレスの半数以上(74人)が川崎区で起居している。

○川崎・幸・中原の3区で約87%(合計115人)を占めている。

○**河川が約3割(38人)**を占めており、**全国及び県の平均を上回っている。河川敷では、小屋など比較的定住性の高い形で生活し、長期化する傾向がある。**

イ 生活の実態と変化

- 国の実施要領に基づき、おおむね5年に1回、市内のホームレスにアンケート調査を実施(直近は令和3年11月)
- 自立支援センター入所者への聞き取りにより、入所者の傾向を把握

(ア) 路上生活の期間 ⇒ 長期化の傾向がさらに強まる。

- ・10年以上、路上(野宿)生活を続けている人の割合が増加(前回調査38.3%→51.5%)

(イ) 居住環境 ⇒ 不安定な居住環境にあり、路上(野宿)生活と屋根のある場所を行き来している層が存在

- ・自立支援センター入所直前の居住場所は、ネットカフェ・カプセルホテル、知人宅や社員寮などで生活していた人が7割以上(73.8%・R4年度実績)

(ウ) 年齢分布 ⇒ 高齢化が一層顕著に。

- ・市内のホームレスの平均年齢は上昇(前回調査62.3歳→65.2歳)

- ・70歳以上の割合が大幅に増加(前回調査24.9%→38.0%)

3 第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画

(1) 計画の基本的な考え方

基本目標

「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細かな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして」

○国は基本方針において、ホームレスになった要因としては、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、地域の状況を踏まえて、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要があるとしている。

○第5期計画においては、ホームレスの現状や国的基本方針を踏まえ、ホームレスが一人ひとり抱える保健、医療、福祉、就労(雇用)、住宅、教育など、ホームレスを取り巻く様々な分野における課題について、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援により、ホームレスが地域社会を構成する一員として居場所と役割、社会とのつながりを取り戻し、本人が望む生活を実現できるよう、総合的かつ計画的に支援施策(事業)を推進していく。

(2) 課題に対する具体的な取組

○第5期計画では引き続き、上記基本目標の実現に向け、ホームレス自立支援事業のうち、「巡回相談事業」、「自立支援センター事業」、「アフターケア事業」、「越年対策事業」を「4つの施策の柱」と位置付け、充実を図るとともに、「関係機関との連携による8つの取組」により総合的に自立支援を推進していく。

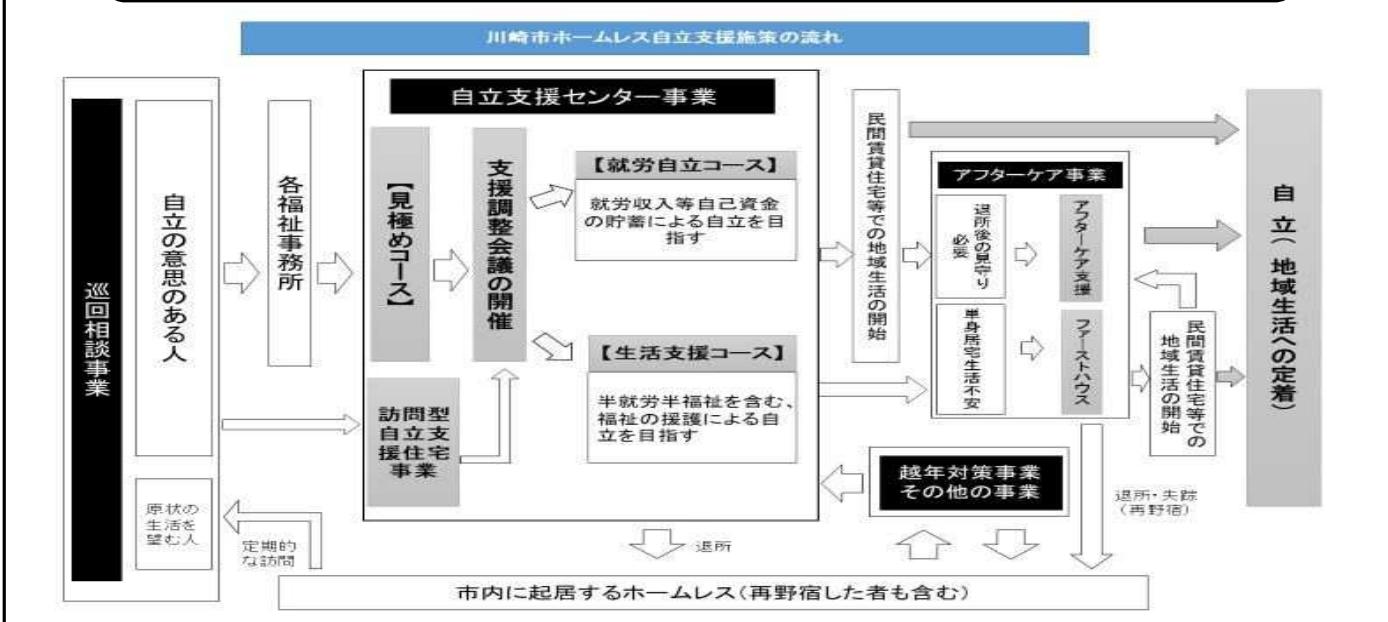
○各施策については、国的基本方針において指摘されている次の視点に重点を置いて見直しや推進を図る。

【施策の重点項目】

A: 路上(野宿)生活期間の長期化への対応

B: 不安定な居住環境にある人への支援

C: 高齢や障害が疑われるホームレスに対する医療・介護的視点に基づいた支援





(取組) 本編P6 0～6 2

(取組内容)

(連携先)

1 就業の機会の確保に関する取組	職場体験講習、就労支援セミナーの活用による就労支援。自立支援センターで実施する各種プログラムへの参加による基本的な生活習慣の獲得や意欲喚起、段階的就労へのつなぎ	公共職業安定所、県ホームレス就業支援協議会、就業体験イベント等を実施するNPO法人等
2 安定した居住の場所の確保に関する取組	ニーズに応じた住まいの確保に向けた支援、保証人を必要としない住宅情報の収集・提供	まちづくり局、居住支援協議会、民間賃貸住宅に関わる団体等
3 保健及び医療の確保に関する取組	巡回相談事業による医療ニーズの把握及び生活改善に向けたアプローチ。健康診断、結核健診の実施	健康福祉局、医療機関、健診機関等
4 生活に関する相談及び指導に関する取組	他関係機関との情報連携による相談体制。各種研修の参加等による自立支援センター職員等の資質向上	関連福祉制度（女性相談、高齢、障害者支援等）や保健医療施策を担当するこども未来局・健康福祉局・区役所、国・県の研修実施部署等
5 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組	支援施策等の周知と、自立支援センターを活用した居所の確保及び自立に向けた支援の実施。	だいJOBセンター、就労支援機関、終夜営業店舗等
6 人権擁護に関する取組	人権施策推進基本計画等による啓発の実施、学校における人権尊重教育、ホームレスに対する襲撃等の事案に関する警察その他関係機関との連携	市民文化局、教育委員会、学校、警察等
7 地域における生活環境の改善に関する取組	都市公園その他公共施設等の管理者による当該施設等内の巡回及び物件の撤去指導等並びにゴミ集積場からの資源物の持ち去り禁止に関する指導との連携	ホームレスが起居する場所の管理者（建設総務局、区役所等）、環境局
8 ホームレスの自立の支援を行う民間関係団体との連携に関する取組	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会の開催、日頃の情報共有	ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等

4 ホームレス自立支援施策の推進体制

- (1) 計画に定めた施策の推進 上記取組の適切な推進のため、ホームレス対策庁内連絡会議（総務企画局、財政局、健康福祉局、こども未来局、まちづくり局、建設総務局、教育委員会、各区役所）及び川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会（学識経験者、公募市民、関係機関の代表等から構成）を開催し、進捗状況を報告するとともに、意見聴取及び情報共有を図り、計画的に取組を推進
- (2) 評価と次期計画の策定連携 實施計画の計画満了前に、関係者等の意見や生活実態調査の結果等を参考しながら、次の実施計画を策定する際の参考とするため、計画に定めた施策の評価を実施